

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 株式会社浅川組

業者の住所 : 和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地

2. 競争参加停止措置期間 : 2024年8月2日～ 2024年10月1日  
(2か月)

3. 事 実 概 要 :

和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、株式会社浅川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。

令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止40日間)を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社浅川組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(近畿地方整備局)より監督処分(営業停止40日間)を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
1～2 略	
3 近畿地区(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。)の地域内にあって、会社以外の者の発注に係る工事等(以下「一般工事等」という。)の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
4～8 略	